

芦屋市環境処理センター長期包括的運營業務
優秀提案者決定基準

令和2年9月

芦屋市

目次

1. 優秀提案者決定基準の位置づけ	1
2. 契約締結までの流れ	1
3. 公募参加資格審査	2
3.1 審査項目	2
3.2 公募参加資格審査時の提出書類	2
3.3 公募参加資格審査結果の通知	2
4. 事前審査	2
4.1 審査項目	2
4.2 事前審査時の提出書類	2
4.3 事前審査結果の通知	2
5. 1次評価	2
5.1 審査項目	2
5.2 1次評価時の確認書類	3
5.3 1次評価結果の通知	3
6. 2次評価	3
6.1 2次評価時の確認書類	3
6.2 非価格要素審査（企業評価・提案内容評価）	3
6.2.1 審査項目及び配点	3
6.2.2 評価の視点	5
6.3 ヒアリング	6
6.3.1 ヒアリングの目的	6
6.3.2 ヒアリング実施要領の送付	6
6.3.3 ヒアリング実施日	6
6.4 価格要素審査（価格評価）	6
6.4.1 価格要素点の算出方法	7
6.5 総合点の算定方法	7
6.6 提案内容評価点が300点未満の場合の取り扱い	7
7. 優秀提案者の決定及び公表等	7
7.1 優秀提案者の決定	7
7.2 優秀提案者の公表等	7

1. 優秀提案者決定基準の位置づけ

芦屋市（以下、「市」という。）は、優秀提案者決定基準に記載の方法によって選定され（以下、「優秀提案者」という。）、その後市と契約した業者（以下、「受託者」という。）に、環境処理センターの維持管理等の業務を長期包括的に委託する。

この優秀提案者決定基準は、市が芦屋市環境処理センター長期包括的運營業務（以下、「本件業務」という。）の受託者を決定するにあたって公表する公募説明書と一体のものであり、「市民生活部業務委託等業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）が優秀提案者を選定するにあたって、公募に参加する業者（以下、「応募者」という。）から提出される企画提案書等を客観的に評価するための方法及び審査項目等を示すものである。

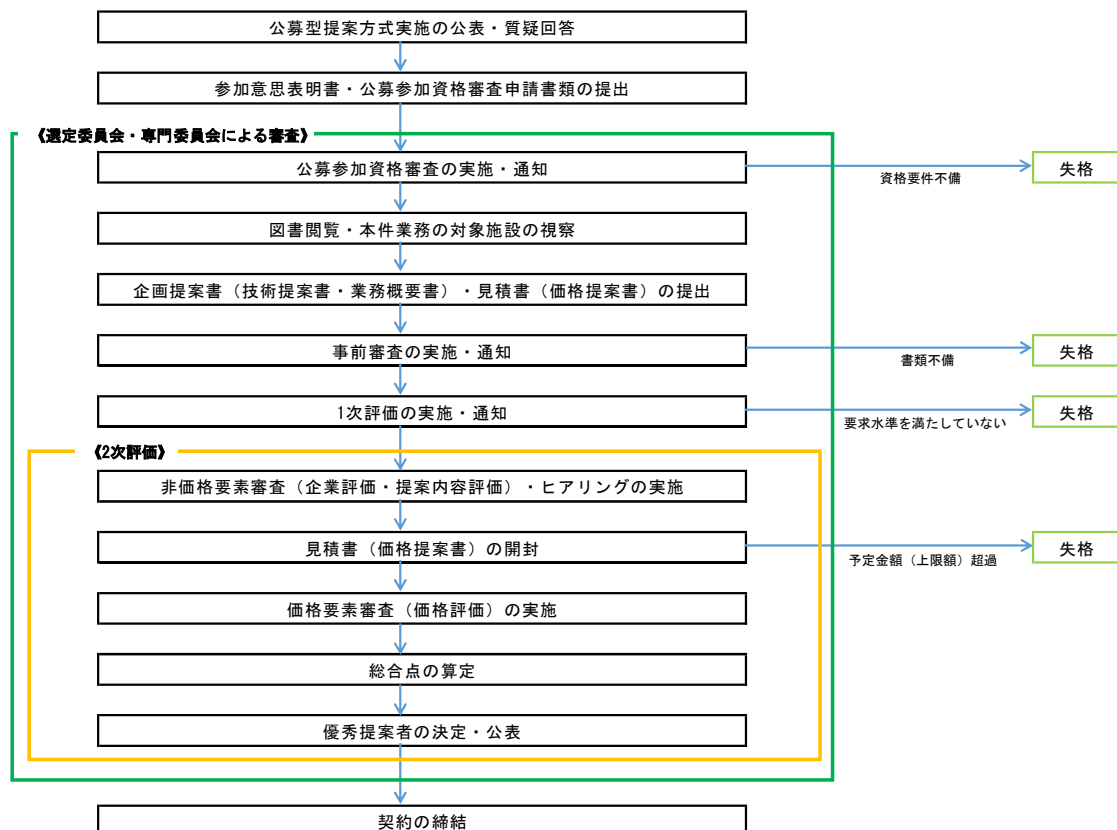
2. 契約締結までの流れ

市は、公募型提案方式により、応募者の中から優秀提案者を決定し、必要な契約を締結する。契約締結までの流れを図1に示す。

優秀提案者選定において、市は、公正な公募及び優秀提案者の決定を行うため、選定委員会を設置する。また、専門的知見に基づいて審査を実施するため、選定委員会内に「芦屋市環境処理センター長期包括的運營業務委託提案方式専門委員会」（以下、「専門委員会」という。）を設置する。

優秀提案者選定の際には、選定委員会及び専門委員会があらかじめ設定した「優秀提案者決定基準」に従って企画提案書（技術提案書・業務概要書）及び見積書（価格提案書）を審査し、優秀提案者を決定する。

図1 契約締結までの流れ



3. 公募参加資格審査

3.1 審査項目

公募参加資格審査は、市が、応募者が参加資格要件を満たしていることを確認するために実施する。なお、参加資格要件を満たしていない応募者は失格とする。

3.2 公募参加資格審査時の提出書類

応募者は、公募参加資格審査にあたり次の書類を提出する。

- ・公募参加資格審査申請書（添付書類含む）
- ・運転維持管理業務の元請実績

3.3 公募参加資格審査結果の通知

公募参加資格審査結果は、令和2年10月14日（予定）に、電子メール及び書面（「公募型提案方式参加資格確認結果通知書」）によって応募者に通知する。

4. 事前審査

4.1 審査項目

事前審査は、市が、応募者から提出された企画提案書（技術提案書・業務概要書）に漏れや不備がないことを確認するために実施する。

企画提案書（技術提案書・業務概要書）に漏れや不備が確認された場合、その応募者は失格とする。なお、その漏れや不備の内、市が、個別に応募者に確認した上で、企画提案書全体に影響を与えるような問題がなく、部分的な訂正などの確認のみで問題がないと判断したものについては、この限りでない。

4.2 事前審査時の提出書類

事前審査は、応募者が提出した次の書類により実施する。

- ・企画提案書（技術提案書・業務概要書）

4.3 事前審査結果の通知

事前審査結果は、令和2年11月9日（予定）に、電子メール及び書面（「事前審査結果通知書」）によって応募者に通知する。

5. 1次評価

5.1 審査項目

1次評価は、市が、応募者から提出された企画提案書（技術提案書・業務概要書）が要求水準を満たしていることを確認するために実施する。なお、要求水準を満たしていないことが確認された場合、その応募者は失格とする。

5.2 1次評価時の確認書類

1次評価は、応募者が提出した次の書類により実施する。

- ・企画提案書（技術提案書・業務概要書）

5.3 1次評価結果の通知

1次評価結果は、令和2年11月11日（予定）に、電子メール及び書面（「1次評価結果通知書」）によって応募者に通知する。

6. 2次評価

2次評価は、選定委員会及び専門委員会が、応募者から提出された企画提案書（技術提案書・業務概要書）を基に、総合的に審査を行う。

評価は、非価格要素審査（企業評価・提案内容評価）、価格要素審査（価格評価）として実施し、評価結果は点数化する。

また、非価格要素審査（企業評価・提案内容評価）の一環としてヒアリングを実施する。ヒアリングについては、「6.3 ヒアリング」に記載する。

6.1 2次評価時の確認書類

2次評価は、応募者が提出した次の書類により実施する。

- ・企画提案書（技術提案書・業務概要書）
- ・見積書（価格提案書）

6.2 非価格要素審査（企業評価・提案内容評価）

6.2.1 審査項目及び配点

非価格要素審査（企業評価・提案内容評価）の審査項目及び配点は、本件業務における必要性及び重要性を勘案して設定する。

審査項目及び配点を表1に示す。

表1 非価格要素審査（企業評価・提案内容評価）の審査項目及び配点

審査項目				配点			
大項目	中項目		小項目				
企業 評価	企業能力	40点	履行保証力	20点	100点		
			業務実績（同種・類似業務の受注実績有無）	20点			
	地域貢献度	30点	営業の拠点	20点			
			業務実績（芦屋市との契約実績有無）	10点			
	社会性	30点	企業年金制度	5点			
			障がい者雇用状況	5点			
			男女共同参画推進の取組	5点			
			女性活躍推進の取組	5点			
			子育てサポートの取組	5点			
			若者雇用促進の取組	5点			
提案 内容 評価	本件業務対象範囲共通（320点）						
	(1) 事業計画	40点	事業収支計画	20点	500点		
			人員配置計画	20点			
	(2) 運営計画	40点	従業員教育	20点			
			セルフモニタリング	20点			
	(3) 運転計画	40点	適正運転等	20点			
			二酸化炭素排出の削減	20点			
	(4) リスク対応	40点	非常時の対応	20点			
			リスクの想定及び対処	20点			
	(5) 環境保全計画	60点	環境保全基準の遵守	40点			
			環境計測	20点			
	(6) その他	100点	施設のイメージアップ	20点			
			清掃・消防設備の点検等に関する考え方	20点			
			施設周辺地域への貢献等	20点			
			場内の安全管理	20点			
			独自提案	20点			
	焼却施設（120点）						
	(1) 維持・補修	50点	施設の基本性能維持に対する考え方	50点			
	(2) 処理不適物等への対応	20点	処理不適物等への対応方法	20点			
	(3) 不燃物処理施設との業務連携	30点	不燃物処理施設との業務連携の方法	30点			
	(4) 炉の稼働日程	20点	炉の稼働日程の妥当性	20点			
	パイプライン施設（60点）						
	(1) 維持・補修	40点	日々の点検や補修の考え方及び業務終了時の施設引き渡しに対する考え方	40点			
	(2) トラブル処理	20点	パイプラインにおいて「詰まり」が発生した際の対応	20点			
	合計					600点	

6.2.2 評価の視点

非価格要素審査（企業評価・提案内容評価）は表2に示す評価の視点に基づいて審査を行う。

表2 各審査項目における評価の視点（1）

審査項目		評価の視点
企業能力	履行保証力	自己資本比率が25%以上であるか。
	業務実績	同種・類似業務の受注実績があるか。（直近5年間）
地域貢献度	営業の拠点	本店の所在地が芦屋市内にあるか。
	業務実績	芦屋市との契約実績があるか。（直近5年間。業務を問わない。）
社会性	企業年金制度	企業年金制度が導入されているか。
	障がい者雇用状況	障がい者の雇用実績があるか。
	男女共同参画推進の取組	育児・介護休業、子供を持つ従業員向け時短制度又は中途退職女性復帰制度等の導入がされているか。
	女性活躍推進の取組	えるぼし認定の取得がされているか。
	子育てサポートの取組	くるみん認定の取得がされているか。
	若者雇用促進の取組	ユースエール認定の取得がされているか。
本件業務対象範囲共通		
(1)事業計画	事業収支計画	業務に係る費用の内訳、収益性が妥当であるかを評価する。
	人員配置計画	有資格者の配置は適正であるか。本件業務対象範囲共通（焼却施設、パイプライン施設他）での効率的な人員配置となっているかを評価する。
(2)運営計画	従業員教育	従業員教育の方法、内容及び技術力アップの方法、内容について、具体性のある優れた提案となっているかを評価する。
	セルフモニタリング	セルフモニタリングの方法、頻度について、要求水準書に示している市のモニタリング項目を基準として、それを上回る優れた提案となっているかを評価する。
(3)運転計画	適正運転等	焼却施設及びパイプライン施設の適正かつ効率的な運転について応募者の経験等を根拠とした具体性のある優れた提案がされているかを評価する。
	二酸化炭素排出の削減	二酸化炭素排出の削減を目的とした電気、ガス、燃料等の省エネに関する具体性のある優れた提案がされているかを評価する。
(4)リスク対応	非常時の対応	非常時における体制（企業としてのバックアップ体制を含む）及び連絡網の確保について、具体性のある優れた提案がされているかを評価する。
	リスクの想定及び対処	想定しているリスクとその対応策（保険の加入、事業継続計画を含む）について確認し、具体性のある優れた提案がされているかを評価する。
(5)環境保全計画	環境保全基準の遵守	要監視基準値及び運転基準値の設定の考え方等、運転監視における具体性のある優れた提案がされているかを評価する。 併せて、特に水銀の排出基準順守のための制御の考え方について、具体的で優れた提案がなされているかを評価する。
	環境計測	環境計測の方法、頻度について、要求水準書に示している内容を上回る優れた提案がされているかを評価する。
(6)その他	施設のイメージアップ	現場での市民対応における基本的考え方及び対応の方法、本件業務対象範囲の美観の確保等について、具体性のある優れた提案がされているかを評価する。
	清掃・消防設備の点検等に関する考え方	清掃、植栽の管理、警備、電気設備・空調・衛生設備・消防設備等の点検業務に関して、具体的な方法や頻度等について、優れた提案がされているかを評価する。
	施設周辺地域への貢献等	施設周辺地域への貢献について独自性のある優れた提案がされているかを評価する。
	場内の安全管理	場内の安全管理について独自性のある優れた提案がされているかを評価する。
	独自提案	本表に掲げる審査項目以外で、応募者の独自提案について、その内容が本件業務の推進に寄与できるかを評価する。

表2 各審査項目における評価の視点 (2)

審査項目		評価の視点
焼却施設		
(1)維持・補修	施設の基本性能維持に対する考え方	施設の基本性能維持を目的とした9年間における日常の維持・管理及び大規模修繕について、具体的な補修内容と時期についての考え方が妥当であるかを評価する。
(2)処理不適物等への対応	処理不適物等への対応方法	処理不適物(特に水銀)等について、混入の確認方法、事前除去の方法、不適正排出防止に関する啓発の方法等について、要求水準書に示している方法等を上回る具体性のある優れた提案がされているかを評価する。
(3)不燃物処理施設との業務連携	不燃物処理施設との業務連携の方法	すべてのごみの受け入れをごみ焼却施設の運転管理業務として行う中で、不燃物処理施設とのごみ受け入れの可否判断の連携等についてごみ処理作業の円滑化を図るため、施設間の連絡方法等について具体的で優れた提案がされているかを評価する。
(4)炉の稼働日程	炉の稼働日程の妥当性	炉の稼働計画及び停止期間におけるメンテナンスの実施等について、妥当であるかを評価する。
パイプライン施設		
(1)維持・補修	日々の点検や補修の考え方及び業務終了時の施設引き渡しに対する考え方	日々の点検や補修の考え方について、イメージできており、体制等について具体性のある優れた提案がされているかを評価する。本市が行うパイプライン施設の運用期間を見据えた運営方法の検討に対して、受託者としてどのように協力できるか、その提案について評価する。
(2)トラブル処理	パイプラインにおいて「詰まり」が発生した際の対応	パイプラインにおいて「詰まり」が発生した際の、住民からの問合せに対する対応方法や、対応するための体制について、具体性のある優れた提案がされているかを評価する。

6.3 ヒアリング

市は、応募者から企画提案書(技術提案書・業務概要書)の内容について説明を受けるため、ヒアリングを実施する。

なお、応募者の持つ独自のノウハウに関する内容も含まれることが想定されることから、ヒアリングは非公開のもとで実施する。

6.3.1 ヒアリングの目的

ヒアリングは、応募者からの提出書類に関する認識の齟齬を未然に解消し、提案内容を正確に把握することを目的として実施することから、非価格要素審査(企業評価・提案内容評価)の一環として実施する。

6.3.2 ヒアリング実施要領の送付

1次評価を通過した応募者に対してヒアリング実施要領を送付する。ヒアリング実施要領には、当日のスケジュールや企画提案書(技術提案書・業務概要書)の内容における質問事項等を記載する。

6.3.3 ヒアリング実施日

令和2年11月20日にヒアリングを実施する予定である。

6.4 価格要素審査(価格評価)

価格要素審査(価格評価)は、応募者から提出された見積書(価格提案書)に記載された見積金額を、「価格要素点の算出方法」に従って点数化する。なお、予定金額(上限額)を上回る見積金額を提案した場合は、当該応募者を失格とする。

予定金額(上限額)は公募説明書を参照のこと。

6.4.1 価格要素点の算出方法

価格要素点は、次の算定式によって算出する。なお、得点は小数第3位を四捨五入した値とする。

$$\begin{aligned} &< \text{価格要素点の算定式（見積金額} < \text{予定金額（上限額）の場合に実施）} > \\ &\text{価格点} = \text{配点} (400 \text{ 点}) \times (1 - (\text{見積金額} \div \text{予定金額})) \end{aligned}$$

6.5 総合点の算定方法

「非価格要素点」と「価格要素点」を加算して「総合点」を算出する。

$$\text{企業評価点} (100 \text{ 点満点}) + \text{提案内容評価点} (500 \text{ 点満点}) + \text{価格評価点} (400 \text{ 点}) = \text{応募者の総合点}$$

6.6 提案内容評価点が300点未満の場合の取り扱い

提案内容評価点が300点未満の場合は、事業の安定性の確保の観点から、優秀提案者及び次点提案者とししない。

7. 優秀提案者の決定及び公表等

7.1 優秀提案者の決定

市は、最も高い「総合点」を得た応募者を優秀提案者として決定する。また、「総合点」が2番目に高い応募者を次点提案者とする。

最も高い「総合点」を得た応募者が2者以上の場合は、提案金額が最も安価な応募者を優秀提案者とする。さらに、提案金額が最も安価な応募者が2者以上であった場合、当該応募者によるくじ引きによって優秀提案者及び次点提案者を決定する。くじは市が作成する。

なお、優秀提案者の決定から事業契約の締結までの期間において、優秀提案者との協議の結果、契約内容の履行が見込めないなどで契約締結に至らなかった場合は、次点提案者と市とで協議及び事業契約の締結を行うものとする。

7.2 優秀提案者の公表等

市は、優秀提案者の決定後、速やかに2次評価参加者に対して審査結果を通知する。

また、審査結果通知後、市のホームページにて審査結果を公表する。